

第21回宇宙開発委員会(臨時会議)

議 事 次 第

1. 日 時 平成元年10月27日(金)
 午後1時30分～2時

2. 場 所 宇宙開発委員会会議室

3. 議 題 (1) 宇宙開発について
 (2) その他

第20回 宇宙開発委員会(定例会議)

議 事 要 旨(案)

1. 日 時 平成元年10月11日(水)
午後2時～3時

2. 場 所 宇宙開発委員会会議室

3. 議 題 静止気象衛星4号(GMS-4)の打上げ結果の評価
及び放送衛星2号-b(BS-2b)のテレメトリ・エン
コードの作動状況の評価に関する審議について

4. 出席者

宇宙開発委員会委員長代理

“ 委員

“ “

斎 藤 成 文

久良知 章 悟

田 島 敏 弘

関係省庁等

運輸省気象庁総務部長

“ 海上保安庁総務部長

郵政省大臣官房審議官

渡 辺 純一郎(代理)

榎 本 則 夫(代理)

宍 戸 成 夫(代理)

事務局

科学技術庁研究開発局長

“ 官房審議官

研究開発局企画課長

“ “ 宇宙企画課長

“ “ 宇宙国際課長

“ “ 宇宙開発課長

須 田 忠 義

石 井 敏 弘

岡 崎 俊 雄

中 村 方 士

中 山 真 一

興 直 孝

他

5. 議 事

(1) 前回議事要旨の確認について

第19回宇宙開発委員会(定例委員会)議事要旨(資料委20-1)が確
認された。

(2) 静止気象衛星4号(GMS-4)の打上げ結果の評価及び放送衛星
2号-b(BS-2b)のテレメトリ・エンコードの作動状況の評価に
関する審議について

事務局から資料委20-2に基づき説明が行われ、第四部会への審議
付託が原案どおり決定された。

宇宙開発委員会における人事案件の取扱について

平成元年10月27日

研究開発局宇宙企画課

1. 宇宙開発事業団法第12条は、宇宙開発事業団理事長は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の同意を得て（第1項）、監事は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の意見をきいて（第3項）、任命することとされている。
2. このため、宇宙開発事業団理事長及び監事の任命にあたっては、あらかじめ、内閣総理大臣より宇宙開発委員会委員長あてに、「同意」又は「意見」を求める旨の文書が発出され、これに対して宇宙開発委員会より回答がなされている。
3. 過去の例によれば、「同意」に対しては「異存ありません」と回答し、「意見」に対しては「差し支えありません」と回答しており、両者を使い分けている。
4. このような人事案件について、従来は、持ち回りの宇宙開発委員会を開催して、委員会としての決定を下してきたところである。

この宇宙開発委員会は、持回りであるために、会議開催手続きはとられていないが、議事録を作成し、次回の宇宙開発委員会において議事録の確認なされている。
5. このような従来の取り扱いについては、
 - ① 持回りであるのに議事録があるのは不自然であること
 - ② 本来合議体である委員会が特別の緊急性もないのに持回りで決定を下すのは合議体である趣旨に反しているおそれがあること
 - ③ 原子力委員会は、人事案件を通常の委員会で処理していることから今回は、正式の委員会を開催して人事案件を処理することとした。

なお、今回は委員の都合により水曜日に委員会を開催することができなかつたため、金曜日に臨時会議を開催した。また、人事案件は委員会の議題には明

記せず「その他」で処理することが適切であるが、今回は、他の議題がなかったため窮余の策として、議題を「（１）宇宙開発について （２）その他」とし、「宇宙開発について」で人事案件を取り扱い、「その他」は特になしとすることとした。

6. 今回は、人事案件のみとなったため、関係省庁に対しては案内の通知を發出せず、ただ主要省庁（文部省、通産省、運輸省、郵政省）については、前日に電話連絡を行い、その際、人事案件であるので各省庁の出席は遠慮して欲しい旨を伝えて了承を得た。

7. プレスに関しては、通常の委員会の場合と同様に議題表を記者クラブに掲示した（結果的にプレスからの照会はなかったが、照会があれば人事案件であり、その内容については公表できない旨の説明を行うこととした）。

担当者	（補佐）	植木
	（係長）	長谷川
	（係員）	小坂、鈴木